

【高額介護サービス費制度】

2022年11月1日現在

世帯の所得によって、1か月の利用料のうち施設利用料と各種加算の合計が上限を超えた場合、払い戻しが受けられる制度です。

	区分	負担の上限（月額）
第4段階	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
第2・3段階	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
	前年の公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

注 「世帯」とは、住民票上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

○申請方法

「高額介護サービス費支給申請書」をお住まいの市町村介護保険課へ提出ください。
該当する場合は、申請してから2、3か月後に払い戻されます。
倉敷市の申請用紙は相談室にもあります。

【受領委任払い制度】

あらかじめ手続きをすることで、高額介護サービス費の負担上限額までの支払いですみます。

注① 入所した月、退所した月は、他の在宅サービスとの併用になる可能性があるため、受領委任払いは利用できません。後日、「高額介護サービス費」として払い戻されます。

注② 同一世帯に介護保険サービスを利用している方がいる場合は、受領委任払い制度は利用できません。

詳細は支援相談員にご相談ください。

【特定入所者介護サービス費（居住費・食費の減額）制度】

預貯金額が、下記の要件を満たす場合は減額されます。

	対象	単身	夫婦
第3段階②	年金収入等120万円超	500万円	1,500万円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	550万円	1,550万円
第2段階	年金収入等80万円以下	650万円	1,650万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

○申請方法

「介護保険負担限度額認定申請書」と添付書類を、お住まいの市町村介護保険課へ提出ください。
倉敷市の申請用紙は相談室にもあります。
申請後「負担限度額認定証」が届きましたら、受付へご提示ください。